

◎新潟県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月1日

新潟県長岡地域振興局長

1 就 任

理事 長岡市寺泊野積7353番地31 高網 清美

就任年月日 令和2年3月16日

2 退 任

理事 長岡市寺泊野積7656番地 高網 康浩

退任年月日 令和元年11月7日